

# 従業員・パート・アルバイトを一人でも雇ってれば 労働保険は強制加入です!!

労働保険とは労災保険と雇用保険の二つの総称です

**労災保険**とは、従業員が仕事や通勤中に、ケガや死亡・障害が残った場合の補償を目的とした保険です。

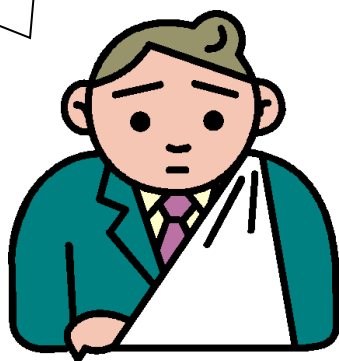
- 正社員をはじめパート・アルバイト等すべての従業員が対象となります。

**雇用保険**とは、従業員が失業したときの失業給付や育児休業・介護休業・高齢者の雇用継続の給付など雇用安定のための保険です。

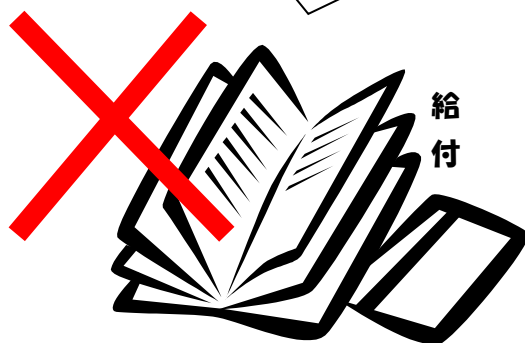
- 正社員が対象となりますが、週20時間以上のパートも加入が必要です。

入ってない!

遑って保険料が徴収され、治療費や休業補償給付などの金額の所定の割合が徴収されます。



失業給付がもらえない。高年齢雇用継続・育児休業・介護休業給付や助成金等の手続きができません。



労働保険に入っていないと、労災事故や失業の際に給付が遅れたり、貰えなかったなどということになりかねません。従業員とのトラブルの原因になることもあります。

労働保険のご相談は青色申告会へ⇒ Tel:3803-0626

## 労災保険料の計算 (保険料率は改定されることがあります)

事業の種類により 2.5/1000 ~ 88/1000 の料率が定められています。計算期間は4月1日から翌年3月31日で、前もって概算保険料を支払っておき、翌年度に確定額で精算します。

(例えば) 飲食店で全従業員の年間給料が300万円とすると

$$300\text{万円} \times 3.0/1000 = 9,000\text{円 (年間)}$$

## 特別加入は大きなメリットです!!

### 【特別加入制度とは】

事業主や青色専従者は労災保険に入れませんが、パート・アルバイトが一人でもいれば、労働保険事務組合に委託することを条件として特別に加入することができます。保険料は、給料に該当する給付基礎日額(3,500円~25,000円)を自分で選択します。

(例えば) 飲食店で事業主と専従者の妻が3500円に入ったとすると

$$3500\text{円} \times 365\text{日} \times 3.0/1000 \times 2\text{人} = 7,665\text{円 (年間)}$$

## 雇用保険料の計算 (料率は改定されることがあります)

事業の種類により 9/1000~12/1000 の料率が定められています。事業主と被保険者(従業員)で所定の割合を負担します。計算期間と概算・確定精算は労災保険と同じです。

(例えば) 飲食店で被保険者の年間給料が300万円とすると

$$300\text{万円} \times 9/1000 = 27,000\text{円 (年間)}$$

事業主負担⇒ 6/1000 = 18,000円

従業員負担⇒ 3/1000 = 9,000円

## 青色申告会の労働保険事務組合は、

会員企業の従業員と事業主・専従者の福利厚生  
の充実のために設立されました。

格安の事務委託手数料で、労働保険への加入  
や資格取得・特別加入・離職票などの手続き  
および保険料の徴収・納付を行っています。

## ぜひ、ご加入ください!

事務委託手数料 (年間) H30.4 現在

労働者数 (特別加入含む)	金額
1~4人	5,000円
5~10人	7,000円
11~15人	9,000円
16~25人	11,000円

(会員でない方は別に年会費 24,000円が必要です)

## 一般社団法人 荒川青色申告会

〒116-0002 荒川区荒川5-7-1

TEL 03-3803-0626 FAX 03-3803-0628



### ご報告

平成29年度中(29.4.1~30.3.31)に委託事業主から徴収した労働保険料及び一般拠出金は、全て政府に納付いたしました。

一般社団法人荒川青色申告会労働保険事務組合